

2 農地所有適格法人が農地を買ったり借りたりする場合の記入例

農地法第3条第1項の規定による許可申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

厚沢部町農業委員会会長 様

譲渡人~~（貸主）~~住 所 厚沢部町〇〇町〇〇地
職 業 農業
氏 名 〇〇 〇〇 印
生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日
譲受人~~（借主）~~住 所 厚沢部町××町××番地
職 業 農産物の生産・販売
氏 名 ×× ××
代表 ×× ×× 印
生年月日 昭和××年××月××日

（法人の場合は、主たる事務所の所在地、
業務の内容、名称及び代表者の氏名）

農地~~（採草放牧地）~~について、所有権~~（地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権、経営委託による権利その他の使用及び収益を目的とする権利）~~の移転~~（設定）~~の許可を受けたいので、農地法第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

記

1 許可を受けようとする土地の表示及びその状況

所 在 地 番	地 目		面 積 (㎡)	所有者の氏名又は名称 （現所有者が登記簿 と異なる場合には、 その氏名又は名称）	所有権以外の使 用収益権が設定 されている場合	
	登記簿	現況			権利者の氏 名又は名称	権利の 種類
厚沢部町 字〇〇	×番地1	田	田	3,000	〇〇 〇〇 []	
厚沢部町 字〇〇	×番地2	田	田	2,500	〇〇 〇〇 []	
計		田		5,500		
		畑				
		農地計		5,500		
		採草放牧地				

2 権利を移転~~（設定）~~しようとする理由

- (1) ~~譲渡人（貸主）~~ 経営規模の縮小
(2) ~~譲受人（借主）~~ 経営規模の拡大

3 権利を移転（設定）しようとする契約の内容

契約の種類	土地引渡し の時期	対価、賃料等の額 [10アール当たりの額]	資金調達の方法	その他
売買	○年○月○日	1, 650, 000円 [300, 000]	現金：自己資金	

注 資金調達の方法が、農業経営基盤強化資金ほか制度資金の借入れによる場合は、その資金名及び借入予定額を記載すること。また、賃貸借契約の場合には、その他の欄に契約期間を記載すること。

4 権利を取得しようとする者又はその世帯員等（住居及び生計を一にする親族（療養、就学等により一時的に住居又は生計を異にしている親族を含む。）並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族をいう。以下同じ。）が、現に所有し、又は使用収益権を有する経営地の状況（農地法第3条第2項第1号・第5号関係）

所有地		農地面積（㎡）	田	畑	樹園地	採草放牧地 面積（㎡）	
	自作地①	45,500	45,500			②	
	貸付地						
		所 在	地 番	地 目		面 積	状況・理由
				登記簿	現況	（㎡）	
	非耕作地						

使用収益権を有する土地		農地面積（㎡）	田	畑	樹園地	採草放牧地 面積（㎡）
	借入地③					④
	貸付地					
		所 在	地 番	地 目	面 積	状 況 ・ 理 由
				登記簿	現況	
	非耕作地					

	農地面積計 (㎡)	採草放牧地面積計 (㎡)	経営地面積合計 (㎡)
経営地合計	⑤=①+③ 45,500	⑥=②+④ —	⑤+⑥ 45,500
備考			

注1 「自作地」欄及び「貸付地」欄には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載すること。

2 「非耕作地」欄には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「～であることから条件不利地である」、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～のため〇年間休耕中である」等自らの耕作又は養畜の事業に供することができない旨を詳細に記載すること。

3 「備考」欄には、貸付地がある場合はその許可年月日及び現在貸し付けている理由を記載すること。

5 権利を取得しようとする者及びその世帯員等の大農機具及び家畜の所有状況並びに農作業に従事する者の状況（農地法第3条第2項第1号関係）

(1) 作付(予定)作物及び作物別の作付面積

	田	畑			樹園地			採草放牧地
作付(予定)作物	水稻	—	—	—	—	—	—	—
権利取得後の面積(㎡)	45,500							

(2) 大農機具又は家畜

種類	トラクター	田植機	コンバイン		
数量					
確保しているもの 所有	30PS1台	6条 2台	6条 1台		
リース					
導入予定のもの 所有	30PS1台				
リース					
(資金繰りについて)	(自己資金)				

(3) 農作業に従事する者の状況

ア 権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況
農作業歴 年、農業技術修学歴 年、その他 ()

イ 世帯員等その他常時雇用している労働力(人)

現在: 5人(農作業経験の状況: 20年以上の農作業経験あり(水稻))

増員予定： (農作業経験の状況：)

ウ 臨時雇用労働力（年間延人数）

現在： 2人（農作業経験の状況：未定（収穫時に毎年募集））

増員予定： なし（農作業経験の状況： ）

エ アの個人として権利を取得しようとする者、イの世帯員等その他常時雇用している労働者及びウの臨時雇用労働者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定し、又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間

〇〇事務所から徒歩で約15分

注1 「大農機具」とはトラクター、耕運機、自走式の田植機、コンバイン等を、「家畜」とは牛、豚、鶏等をいう。

2 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ（融資を受けられることが確実なものに限る。）等資金繰りについても記載すること。

6 信託の引受け該当の有無（農地法第3条第2項第3号関係）

信託の引受けによる権利の取得

有	無
---	---

注 該当するものを○で囲むこと。

7 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況（農地法第3条第2項第4号関係）

農作業に従事する者の氏名	年 齢	主たる職業	権利取得者との関係 (本人又は世帯員等)	農作業への年間従事日数	備 考

（記載要領）

備考欄には、農作業への従事日数が年間150日に達する者がいない場合に、その農作業に従事する者が、その行う耕作又は養畜の事業に必要な行うべき農作業がある限りこれに従事している場合に○を記載すること。

8 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における経営面積の状況（特例）（農地法第3条第2項第5号関係）

次の事項のいずれかに該当する場合は、該当するものにレ印を付すこと。

- ☐ 権利の取得後における耕作の事業は、草花等の栽培でその経営が集約的に行われるものである。
- ☐ 権利を取得しようとする者が、農業委員会のあっせんに基づく農地又は採草放牧地の交換によりその権利を取得しようとするものであり、かつ、その交換の相手方の耕作の事業に供すべき農地の面積の合計又は耕作若しくは養畜の事業に供すべき採草放牧地の面積の合計が、その交換による権利の移転の結果所要の面積を下らないものである。
- ☐ 本件権利の設定又は移転は、その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地又は採草放牧地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地又は採草放牧地につき、当該隣接する農地又は採草放牧地を現に耕作又は養畜の事業に供している者が権利を取得するものである。

注1 農地法施行令第2条第1項第1号又は同条第2項各号に該当する法人は記載不要

2 「所要の面積」とは、2ヘクタールとする。ただし、農業委員会が別に定めた面積がある場合は、当該面積とする。

9 転貸が認められる場合への該当の有無（農地法第3条第2項第6号関係）

農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者（以下「賃借人等」という。）が、その土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合（転貸する場合）には、次の事項のうち該当するものにレ印を付すこと。

- ☐ 賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合である。
- ☐ 賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。
- ☐ 農地利用集積円滑化団体がその土地を農地売買等事業の実施により貸し付けようとする場合である。
- ☐ その土地を水田裏作（田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培することをいう。）の目的に供するため貸し付けようとする場合である。

（表作の作付内容： 、裏作の作付内容： ）

- ☐ 農地所有適格法人の常時従事者である構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。

※買う・借りる人やその家族が所有している農地のうち、きちんと自分たちで耕作している農地について記載します。

10 周辺地域との関係（農地法第3条第2項第7号関係）

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼす影響を確認するため、次の事項のうち該当するものを○で囲むこと。

- (1) 地域の水利調整への参加： 参加 不参加 該当なし
- (2) 農薬の使用状態： 農薬使用 減農薬 無農薬
- (3) 地域の共同防除活動への参加： 参加 不参加 該当なし
- (4) 遺伝子組換え作物の栽培予定： あり なし
- (5) 5の作付（予定）作物の栽培： 連作 一部連作 輪作
- (6) (5)で、連作又は一部連作に○を付した場合には、当該農地及び周辺農地への土壌障害等の影響を回避する方法について記載すること。

【 水稻作により連作障害はおきない。 】

- (7) この権利移転に関して、周辺農家等との話し合いをした事項又は話し合いをする予定の事項について、その内容を記載すること。

【 水利調整や共同防除について地域農業者と連携を図るため、関係農事組合と調整済み 】

(記載要領)

- 1 申請者の氏名（法人にあっては、代表者の氏名）の記載を自署する場合は、押印を省略することができること。
- 2 法人の場合は、定款又は寄附行為の写し及び法人の登記事項証明書を添付すること。
ただし、独立行政法人及び地方公共団体の場合にあっては、定款又は寄附行為の写し及び法人の登記事項証明書の添付は不要とする。
- 3 申請書は3部提出すること。ただし、申請人が2人を超える場合は、その超える人数に相当する数の申請書を加えること。
- 4 権利を取得しようとする者が農業生産法人の場合は、別紙1を添付すること。
- 5 農地法第3条第3項の規定により、農業生産法人以外の法人等が使用貸借又は賃貸借の申請を行う場合は、別紙2を添付すること。
- 6 申請の際には、許可を受けようとする土地の登記事項証明書（1部）を提出するほか、次の表の左欄に掲げる場合には、それぞれ同表の当該右欄に掲げる書類又は図面を提出すること。

農業協同組合又は農業協同組合連合会が経営委託により権利を取得するとき。	付表 1 経営委託に係る権利設定調書 (2部)
農地法施行令第6条第2項第3号に該当するとき。	付表 2 乳牛等の飼育法人関係権利移転 (設定) 調書 (2部)
上記以外の場合で農業生産法人以外の法人(農地法第3条第3項の規定の適用による申請者を除く。)が権利を取得するとき。	付表 3 一般法人関係権利移転(設定) 調書 (2部)
地下・空間を目的とする地上権を取得するとき。	付表 4 地下・空間を目的とする地上権 設定(移転) 調書 (2部)
許可申請地が信託財産のとき。	付表 5 信託財産に係る権利移転(設定) 調書 (2部)
農地保有合理化法人が農業生産法人に農業経営基盤強化促進法第4条第2項第3号に掲げる事業に係る現物出資を行うため所有権を移転するとき。	付表 6 農業生産法人への出資・持分譲 渡調書 (2部)
所有権以外の権原に基づいて事業に供されている農地等につき、その者以外の者が所有権を取得しようとするとき。	付表 7 貸借権等に基づき事業に供され ている農地等の権利移転調書 (2部)
農業協同組合又は農業協同組合連合会が使用貸借による権利又は賃貸借による権利を取得するとき。	農業経営規程及び農協法第11条の31第3 項又は第5項の規定による手続きを証す る書面 (2部)
権利取得者が景観整備機構であるとき。	景観法第56条第2項の規定により市町村 長の指定を受けたことを証する書面 (2部)
単独申請をするとき。	判決書、認諾調書、裁判上の和解調書、 家事審判書、家事調停調書、民事調停調 書(判決書又は審判書にあっては、判決 確定証明又は審判確定証明が添付されて いるものに限る。)、競売調書、公売調 書又は遺言書、遺言検認書、遺言公正証 書若しくは遺言確認書の謄本 (1部)
一筆の土地の一部について権利移転(設定)しようとするとき。	その土地の特定に必要な実測図(4部(申 請人が2人を超える場合は、その超え る人数に相当する数を加えた部数))
賃借権若しくは使用貸借による権利を譲渡し、又は転貸しようとするとき。	所有者の承諾書 (1部)

別紙 1

農地所有適格法人としての事業等の状況（農地法第2条第3項関係）

1－(1) 事業の種類

区分	農業		左の農業に該当しない事業の内容
	生産する農畜産物	関連事業等の内容	
現在（実績又は見込み）	米	米粉パンの製造	農業技術の技能講習
権利取得後（予定）	同上	同上	同上

1－(2) 売上高 (千円)

年度	農業	左の農業に該当しない事業
3年前の年度（実績）	6,700	200
前々年度（実績）	6,800	200
前年度（実績）	7,200	200
申請日の属する年度（実績又は見込み）	7,800	200
翌年度（見込み）	7,900	200
翌々年度（見込み）	7,900	200

注1 「1－(1) 事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50パーセントを超えると認められるものの名称を記載すること。

なお、いずれの農畜産物の粗収益も50パーセントを超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載すること。

2 「1－(1) 事業の種類」の「関連事業等」とは、次に掲げる事業をいう。

(1) 耕作又は養畜の事業に関連する次に掲げる事業

- ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
- イ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
- ウ 農業生産に必要な資材の製造
- エ 農作業の受託
- オ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供

(2) 農業と併せ行う林業

(3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業

3 「1－(2) 売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左の農業に該当しない事業」欄に記載すること。

「3年前の年度（実績）」から「前年度（実績）」までの欄には、その法人の決算が確定している事業年度の売上高の許可申請前3事業年度分をそれぞれ記載し（実績のない場合には空欄）、「申請日の属する年度（実績又は見込み）」から「翌々年度（見込み）」までの欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度を初年度とする3事業年度分の売上高の見込みをそれぞれ記載すること。

2 構成員すべての状況

(1) 農業関係者（権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農協、投資円滑化法に基づく承認会社等）

氏 名 又 は 名 称	議 決 権 の 数	構成員が個人の場合は次のいずれかの状況				
		農地等の提供面積 (㎡)		農業への年間従事 日数		農作業委 託の内容
		権利の種類	面 積	直近実績	見込み	
×× ××	40	所有権	10,000	10箇月	10箇月	耕起・代かき・田植及び稲刈り・
△△ △△	30					
□□ □□	20					

議決権の 数の合計	100
農業関係 者の議決 権の割合	9／10

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数：300日

(2) 農業関係者以外の者（(1)以外の者）

氏名又は 名称	議決権 の数
(株)△△	10

議決権の
数の合計

100

農業関係者
以外の者の
議決権の割合

1 / 10

注1 農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社・承認組合（以下「承認会社等」という。）が法人の構成員に含まれる場合には、「氏名又は名称」欄にはその承認会社等の株主の氏名又は名称を、「議決権の数」欄には株主ごとの議決権の数を記載すること。

複数の承認会社等が構成員となっている法人にあつては、承認会社等ごとに区分して株主の状況を記載すること。

2 農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構を通じて法人に農地等を提供している者が法人の構成員となっている場合、「農地等の面積（㎡）」の「面積」欄には、川迫員が農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構に提供している農地等のうち、農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構が法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等の面積を記入すること。

3 次の書類を添付すること。

(1) 組合員名簿又は株主名簿の写し

(2) 農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法に基づく承認会社等が構成員である場合には、当該承認会社等であることを証する書面及びその構成員の株主名簿の写し（その有する議決権を記載したもの）

3 理事、取締役及び業務を執行する社員全ての農業への従事状況

氏 名	住 所	役 職	農業への年間従事日数			
					必要な農作業への年間従事日数	
			直近実績	見込み	直近実績	見込み
×× ××	〇〇市××町 ××番地	代表 取締役	300日	300日	有	有

4 重要な使用人の農業への従事状況

氏 名	住 所	役 職	農業への年間従事日数			
					必要な農作業への年間従事日数	
			直近実績	見込み	直近実績	見込み

（留意事項）

4については、3の理事等のうち、法人の農業に常時従事する者（原則年間150日以上）であって、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数（原則年間60日）以上従事する者がいない場合にのみ記載すること。

農地所有適格法人が、支店、支所、分場等の所在地において耕作又は養畜の事業を行うため農地又は採草放牧地に係る権利を取得しようとする場合には、申請書の4及び5の各事項について、法人全体に関するもののほか、支店、支所、分場等における該当事項についても記載すること。

以上で申請書の記入は終わりです。

申請書には、農業委員会が許可等の判断を行うために必要な書類を添付することになっています。

農地所有適格法人が申請する場合、

- ・ 許可を受けようとする土地の、法務局で交付される登記事項証明書（全部事項証明書に限ります。）
- ・ 定款又は寄附行為の写し
- ・ 法人形態が農事組合法人の場合、組合員名簿の写し
- ・ 法人形態が株式会社の場合、株主名簿の写し
- ・ 投資円滑化法に基づく承認会社が構成員になっている場合、農林水産大臣の承認通知の写しなど承認会社であることを証明する書面及びその会社の株主名簿の写し
- ・ 関連事業者がいる場合、農地所有適格法人が生産した農作物の購入についての契約書の写しなど、農地所有適格法人と関連事業者との関係を証明する書面
- ・ 連署しないで許可申請を行う場合、競売を執行する裁判所で交付される入札調書の写しなど、単独申請ができるものであることを証明する書面
- ・ その他、許可の判断をするに当たって必要不可欠と農業委員会が判断した書類を求めることがあります。

（参考） **その他の添付書類の例**

営農計画書

申請者が権利を有する農地の位置図

通作経路図

申請者が所有している農地の全部事項証明書（法務局で発行したもの）

残高証明書

市町村で交付される住民票（〇〇市の場合、〇〇課）

市町村で交付される戸籍謄本（〇〇市の場合、〇〇課）

農地のある市町村の農業委員会が発行する耕作証明書

など